

☆障がいのある生徒などへの配慮 ～芸術（工芸 書道）編～



高等学校学習指導要領解説芸術(音楽 美術 工芸 書道)編 音楽編 美術編
に掲載されている内容をまとめました。

【高等学校 芸術（工芸）の配慮例】

1 形や色彩、材料などの変化を見分けたり、 微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合

【10の視点*¹】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ *形や様子を抽象的に捉えることが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

生徒の実態やこれまでの経験に応じて、造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを用意して実際に触れてみたり使ってみたりすることや、目的や条件、機能などに応じて一人一人が自分に合ったものを選べるように、いくつかの材料や用具を用意したり種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。



【高等学校 芸術（書道）の配慮例】

1 自らの意図にふさわしい用具・用材の選択や扱い方を理解することや、書を構成する複数の要素を結び付けて考えたり、再現する手順を考えたりすることが難しい場合

【10の視点*¹】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ⑨読み書きや計算等の困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

用具・用材を体験的に使用する機会を設けたり、書を構成する要素をグループ分けや優先順位を付けて示すなどして、主体的に思考、判断しながら学習を進められるよう配慮をする。



* 1：小学校・中学校・高等学校学習指導要領解説の各教科等に示されている、学習活動を行う場合に生じる困難さ（①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手）を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。